

南アルプスユネスコエコパーク

(生物圏保存地域)に登録!

自然と共生する地域づくりと山を越えた取組み

6月12日未明、山梨県の関係市町の首長たちは多くの報道関係者に囲まれ固唾を飲んでその時を待ち続けていました。スウェーデンで開催されている第26回MAB計画国際調整理事会のなかで新規のBiosphere Reserves (生物圏保存地域)の審議が行われていたのです。

南アルプス世界自然遺産登録推進協議会

ユネスコエコパーク推進部会事務局

(南アルプス市 ユネスコエコパーク推進室) 広瀬 和弘



初夏の鳳凰から北岳と登山者を望む

〔撮影：広瀬和弘〕



南アルプスの主峰北岳 (3,193m)

〔撮影：広瀬和弘〕



ユネスコスクール芦安中学校による北岳学校登山

〔撮影：清水准一〕



キタダケソウ

〔撮影：広瀬和弘〕



世界の南限に住むライチョウ

〔撮影：広瀬和弘〕



国特別天然記念物カモシカ

〔撮影：広瀬和弘〕

南アルプスの山々を取り囲む自治体の取組み

平成19年2月、南アルプスの山々を取り巻く山梨、長野、静岡県の関係10市町村では、南アルプスを世界自然遺産へ登録するための南アルプス世界自然遺産登録推進協議会を設立しました。南アルプス市で開催された設立総会には10市町村長と議長など関係者が揃い、共有の財産である南アルプスの自然環境を保全する取組みが始まったのです。

山梨県では、韮崎市、南アルプス市、北杜市、早川町、長野県では、飯田市、伊那市、富士見町、大鹿村、静岡県では静岡市、川根本町で、いずれも南アルプス国立公園を有する自治体です。

私たちが設立したこの推進協議会では、まずは南アルプスの普遍的な価値を証明するため、学識経験者からなる総合学術検討委員会を設置して、過去の文献リストや動植物リストを集約し学術総論を編集するなど学術的な価値の集積を始めました。

南アルプスの山々は現在でも隆起が進み、急峻な山や谷が形成されているので、自然科学系の調査は非常に困難を極め、また南アルプスをフィールドとする研究者も少ないのが現状です。こうした地理的環境から、平成15年の政府の世界自然遺産候補地に関する検討会での評価は、学術的知見の

乏しさ等が指摘されるなど非常に厳しいものでした。

南アルプス国立公園は昭和39年6月1日、全国で23番目の国立公園に指定されました。本年は指定50周年を迎える記念すべき年でもあります。総面積は35,752ha、それぞれの面積山梨県側は18,286ha、長野県14,079ha、静岡県3,387haです。公園利用者数は全国の国立公園と比較すれば決して多いとはいえず、それは登山口までの公共交通機関が発達していないこと、また急峻な山岳環境のため、登山には一定の登山技術や日程が必要であり、容易に誰もが近づける山岳環境ではないことなど、「玄人好み」の山として存在しているからです。こうして私たちは南アルプスを世界自然遺産へ登録するための活動を展開したのです。

ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）登録への取組み

平成20年12月、南アルプス市で開催された南アルプス学術フォーラム。これまで集積してきた学術知見を一般公開するために本推進協議会で開催しました。基調講演は東京大学名誉教授の岩槻邦男先生でした。この講演のなかで岩槻先生から「南アルプスは生物圏保存地域登録への取組みも検討してみても」とのご提案を頂いたので

す。当時は「生物圏保存地域」というユネスコの事業を誰も知りませんでした。

今でこそ「ユネスコエコパーク（国内呼称）」と呼んでいます。その当時はまだ「Biosphere Reserves 生物圏保存地域」という単語を汎用していました。ユネスコのこの事業は文部科学省が所管をしています。聞きなれないユネスコの本事業に多くの関係者や研究者から情報を集め、手探り状態ではありましたが、果たして南アルプスはユネスコエコパークとしてふさわしいのかどうかを検討するために、まずは推進協議会のなかに調査研究部会を立ち上げました。調査研究部会長は南アルプス市長、そして事務局は南アルプス市が担当することになりました。

当時国内のユネスコエコパークは1980年に登録された4地域が存在していました。30年以上も前に登録されてはいたのですが、実は地域での取り組みがほぼ皆無に等しいといえるほどのもので私たちはゼロからのスタートとなったのです。

ユネスコエコパークとは

前述した通りそもそも「ユネスコエコパークとは何か」から私たちの活動は始まりました。

ユネスコエコパークは、ユネスコ

コ（国際連合教育科学文化機関）が1976年に開始した「人間と生物圏（Man and the biosphere）計画」

です。この計画を具体的に実践するモデル地域がユネスコエコパークとなるわけです。正式にはBiosphere Reservesと呼ばれ、日本では通称ユネスコエコパークと呼ばれています。世界自然遺産が顕著な普遍的価値を有する自然地域を保護・保全するのが目的であるのに対し、ユネスコエコパークは生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的としています。つまり言い換えれば「人と自然のいい関係」を持続的な活動で維持するということです。日本ではこれまで1980年（昭和55年）に志賀高原（長野県群馬県）、白山（石川県、岐阜県、富山県、福井県）、大台ヶ原・大峯山（奈良県、三重県）、屋久島（鹿児島県）が登録されています。その後2012年（平成24年）、実に32年ぶりに宮崎県の綾地域が登録されました。このことから国内のユネスコエコパークの知名度や取組みがいかに低迷していたかが伺えます。

ユネスコエコパークには、3つの機能（保全機能、経済と社会の発展、学術的研究支援）と3つの区域（核心地域、緩衝地域、移行地域）を示す必要があります。特に3つの区域設定はユネスコエコパークの重要な要素です。核心地域は「多くの動植物の生育が可能

で、法的にも厳しく保護され、長期的に保全されていること」、また緩衝地域は「核心地域の周囲または隣接する地域で、核心地域を担保する機能を持ち、教育や研修、エコツーリズムなど自然の保全・持続可能な利活用への理解の増進、将来の担い手の育成等が行われること」、さらに一番外側にあたる移行地域は「人々が居住し生活を営んでおり、自然環境の保全と調和した持続可能な地域社会の発展のためのモデル地域であること」が求められます。

また生態系の豊かさが保全されているか、地域主導の持続的な活動や自然保護と調和の取れた取組みが行われているか、将来の活動の継続を担保する組織体制や計画があるかどうかも問われてきます。政府では国独自の審査基準を設けており、国内では日本ユネスコ国内委員会自然科学小委員会MAB計画分科会によって審査されます。審査にあたって事前に何度も文部科学省、環境省、農林水産省、林野庁等との関係省庁協議、調整が行われ、同時にゾーニングを設定するにあたり地域の関係行政機関や地権者等との協議、調整も行われました。またユネスコの審査は書類審査のみで行われます。世界遺産のような現地審査はありませんが、申請書の記載内容が全てになるという、一方では大変厳しい審査手続きになります。審査は諮問

委員会による勧告に基づきMAB計画国際調整理事会において最終判断が下されます。

ユネスコエコパーク申請に向けた取組み

南アルプス世界自然遺産登録推進協議会ユネスコエコパーク推進部会は、構成10市町村長からなる部会です。事務局ではまずエコパークと南アルプスに関わる調査報告書を推進部会に提出しました。この報告書では南アルプスを取り巻く自然環境と生物圏保存地域の制度等についてまとめたものです。その後調査研究部会は全会一致で登録に向けた推進部会になり、いよいよ本格的に申請にかかる準備が始められたのです。

推進部会では具体的に作業を進めるため、学識経験者からなるユネスコエコパーク登録検討委員会を設置しました。委員長は現在MAB計画委員会委員であり、長年南アルプスの高山における植生環境の調査研究に従事されてきた静岡大学の増澤武弘特任教授が就任しました。登録検討委員会では、広大な南アルプスの現状を把握しながら、具体的なゾーニング案を提示し申請書の作成に入りました。南アルプスの場合、南アルプス世界自然遺産登録推進協議会総合学術検討委員会によって、これまで収集した動植物

リストや文献リストが存在していたので、学術的な資料はある程度存在したことが功を奏しました。あとは3県異なる土地所有の実情を鑑みたゾーニングとその調整です。また、10市町村の資産や取組みを共有するために「南アルプスカレッジ」を定例で開催することにして、担当者や関係者らが月に一度集まる勉強会も開催しました。

何から何まで初めての経験でとにかく手探りの状態が続きました。またユネスコが突然申請書の内容を変更したことによってこれまで準備をしていたものが使えなくなり、提出期日までの時間的余裕もなく作業の膨大さに途方に暮れたひと時もありました。このことから国際的な対応は言語も含めて非常に厳しいものであると痛感したのです。

ユネスコエコパーク登録！

昨年9月4日に日本ユネスコ国内委員会自然科学小委員会MAB計画分科会が開催されました。当日は10市町村を代表してのプレゼンテーションもあり、失敗が許されない非常に緊張感漂う長い1日でした。審査の結果は国内推薦決定でした。この朗報を直接市長に伝えました。まずは第一歩を

踏み出したのです。

そして今年5月、ユネスコのパリ本部で開かれたMAB国際諮問委員会での勧告。当初、3月に開かれた諮問委員会の勧告内容は非公開でありましたが、ユネスコが突然公開に踏み切り関係者はざわつきました。幸いにも勧告の内容は特に是正箇所や照会事項もなく、「承認」という勧告でありました。むしろ私たちの提案は高い評価を受けたのです。そして6月10日からスウェーデンで開催されるMAB計画国際調整理事会での最終審議を待つばかりとなりました。

スウェーデンで始まったMAB計画国際調整理事会での審査予定日は11日の午後からでした。現地と日本の



政府から登録決定の知らせを受ける(市広報提供)



構成市町首长らが登録を祝う(市広報提供)



10市町村長が基本合意をした締結式

時差は約7時間あることから、夜の9時頃から南アルプス市役所で関係首长を中心にその結果を待ち続けたのです。

12日に日付が変わり、午前1時を回ったところ電話が鳴りました。それは待ちに待った政府(文部科学省)からの連絡でした。受話器の向こう側から「登録」という声はつきりと聞き取れたのです。そのまま市長に電話を回して正式な登録の報告を受けました。長い苦勞の結果が報われた時でした。

今後の取組みや課題

南アルプスユネスコエコパークは何と言っても広大な面積を有していることです。総面積は302,474haで国内最大を誇ります。また10市町村が横断的につながるこれまでにない活動が最大の魅力でもあります。

私たちが共有する理念は「高い山、深い谷が育む生物と文化の多様性」です。

ユネスコエコパークは人と自然の共生を地域で具体化することにより、地域の自然資源の保全をどのように永続的に取り組むかが重要です。ユネスコエコパークの理念に沿った地域づくりを実践し、その持続的な取組みが積み重なり内外から評価を受けられることでしょうか。まずは地域が「信頼される地域」になることです。それにはユネスコエコパークの理念を地域の多くの方々と共有し、自然を保全し

ながら地域づくりを行うこと、あるいはそうであることに住民が「誇りと自信」を持つことだと思います。

構成10市町村は南アルプスの山々を共有の財産としながらも、この山によってなかなか交流が図ることができませんでした。申請においても10市町村の調整を図ることは相当量の作業を強いられました。このため昨年8月に10市町村長にお集まり頂き、基本合意締結式を行いました。これは南アルプスの自然環境の保全、地域間交流、永続的なエコパークの管理体制等南アルプスユネスコエコパークの運営に向けて相互に合意をしたのです。これまでの行政間の壁が消え、南アルプスの自然環境保全と地域社会の発展を目指すため横断的な活動の起点に立ったのです。

南アルプスユネスコエコパークの取組みはまさに始まったばかりです。世界遺産は先人が遺した資産を守り抜く「覚悟」が必要ならば、ユネスコエコパークは活動が続けるための「体力」が必要です。

ユネスコエコパークは長続きできる活動をこの地域で取り組む人々と話しあいながら、汗をかき、地域力を高める大きな財産であって欲しいと思います。

県境を越えて山でつながる10の自治体。国際的な視野に立つ取組みはますます注目されていくことでしょう。

東日本大震災に係る 中長期的な職員派遣

東日本大震災からこれまでの3年間に、全国市長会及び全国町村会を通じて、被災市町村に中長期的に派遣された市町村職員並びに山梨県市町村課の職員(当時)の方に、被災地の現状や業務内容、今後の施策への反映等について執筆していただきました(前号と今号)。

派遣の動機について

震災当時私は、総務省の自治行政局行政課へ派遣研修のため赴任していました。行政課は、地方自治制度を所管していたため、震災直後から自治制度の観点から、原発被災という特殊な状況に対応するための制度を検討していました。自治体職員の私としては、制度を整備することの必要性を理解しつつも、今まさに必要なのは現場での対応ではないかと、もどかしさを感じずにはいられませんでした。その時の思いを忘れることができず、震災から2年が経過していましたが、昨年度の被災地派遣を希望することとしました。

派遣先の現状

ご存じのとおり、福島県は東北3県のなかでも復興状況が他の2県と大きく異なっています。すでにがれき処理が完了し、道路整備等の公共インフラや住宅再建など、本格的な復興段階に入っている岩手・宮城にくらべ、原発事故により設定された帰還困難区域内はもちろんのこと、それ以外の沿岸地域についても、放射能汚染されたがれき処理が進まず、未だにがれきが沿岸部に積まれ、復旧工事もままならない状況でした。

また、現状として特に印象的だったのが、夜間人の立ち入りが制限されている地域に赴いたときの街の雰囲気でした。企業活動が制限付きで再開される一方、見た目は新築の家も並ぶ普通の住宅地であるのに、そこでは、人々の生活感を感じられず、限界集落とは異なる、原発被災地という、まさに福島の特異な状況を実感させられました。自治体職員として、地方自治の限界事例を肌で感じることで、その意義であったと思っています。



1

山 梨 県

被災地派遣制度の 意義について

山梨県観光部国際交流課
国際観光振興担当



主任 東 恒樹

派遣先	福島県
職種	行政職
派遣期間	H25.4.1 ~ H26.3.31

【福島県】



派遣先での業務内容

派遣先の産業労働部企業立地課では、主に企業立地補助金に係る業務を担当していました。当補助金は、地域経済への波及効果が期待される製造業の企業を対象に、福島県内に工場等を増設する企業に対し補助金を交付することで、生産拡大と雇用創出を図り、地域経済を復興させることを目的とした制度です。当補助金は、津波被害と原発被害という



福島県の特異な状況を解決するために、制度上大きな特徴が2点あります。

まず、1点目が、予算規模が約2,000億で補助率が最大3/4という、他に類をみない大型の補助金であることです。山梨県の平成26年度一般会計が約4,600億円であることを考えると、1課1担当で約2,000億を扱う異様さを感じて頂けたかと思います。震災による被害を受けた企業だけでなく被害がなかった企業も対象に多額の補助金を投入することで、企業の投資意欲を高め、結果として県内全域の地域経済への波及効果を早期かつ確実にもたらし、ことを狙いとしています。

2点目の特徴として、補助事業の遡及適用を認めていることにあります。補助事業は、交付決定を受けて開始するのが通常のルールですが、当補助金では、県に補助金交付申請する前に事業に着手した場合でも、後から交付決定すること対象事業と認めることとしています。もともとこの遡及適用は、補助金運用開始以前に震災からの早期復興を目的に自力で工場の増設などに着手してしまった企業も

対象とするため、相当例外的な措置として制度化したのですが、震災から2年が経過した当時では、むしろ、交付決定を待つことなく事業着手できるという企業の利便性を優先した、非常に使い勝手のよい制度であったと思います。

このように大型かつ柔軟な制度であるため、申請者は相当数に上り、担当業務はほぼ当補助金に係る交付申請業務や実地検査となっていました。

派遣先で思ったこと

派遣先では、派遣させる人数や派遣者の精神的な負担を軽減させる取り組みなど、被災地派遣に対する県庁間の温度差を、同じく被災地派遣されている職員と一緒に仕事をする中で感じました。派遣される前年度、山梨県庁では市町村職員の被災地派遣とりまとめを担当していましたが、その年は結果的に3団体程度の自治体からしか派遣されなかったと記憶しています。職員定数が縮小される中で人材を派遣することが県内自治体にとってどれだけ厳しい状況か承知しているつもりですが、一方で、削減される時こそ、相互支援体制の重要性が高まるのは事実であり、特に大規模な災害に対応するためには、

県域を超えた体制が必要不可欠であると思います。想定される大規模災害に備え、平時の自治体が被災地自治体の現状を知り、災害対応という観点から知見を蓄積するためには、派遣への積極的な取り組みが必要であり、また、同時に派遣される者の精神的な負担を軽減させることが、当該制度を持続させるのに必要ではないかと思っています。

今後の施策への反映について

被災地での経験を施策に反映させることは重要ですが、その一方で、現在のように派遣者の意思だけではなく、ある意味通常の人事異動と同じように被災地派遣が行われるようにならないければ、被災地での経験を施策に反映させることは、個人の能力や考え方により差が生じてしまうことから困難だろうと考えます。また同時に、派遣者への過度な負担を取り除くことを目的に、特に精神面でのケアをすることが、制度を持続させるのに必要不可欠であると考えます。被災地派遣を一方的な支援制度として捉えるのではなく、自らの自治体の危機管理体制の一貫として捉え直し、より積極的に被災地への派遣に取り組むことが必要ではないでしょうか。

甲斐市

2

陸前高田市で 震災復興のかけ橋に

甲斐市総務部



主査 赤澤 政文

派遣先	岩手県陸前高田市
職種	一般事務(市営住宅管理)
派遣期間	H25.4.1 ~ H27.3.31

【岩手県】



派遣の動機、理由

震災から数か月後に、甲斐市職員による復興ボランティアが3回実施され(南三陸町1回、陸前高田市2回)全てに参加しました。前日の夜に出発して、翌朝に被災地に着き、夕方まで作業をするという活動でしたが、1日の作業では出来ることも限られていて、私自身、ほかに出来る事はないか、被災地のために何か出来ないか、という気持ちでした。その後、全国市長会より職員派遣の要請がありましたので、今までの行政経験を活かし、少しでも復興の力になればと志願しました。

当初、派遣期間は1年間で、まった

派遣先の現状

派遣先である陸前高田市は、岩手県の沿岸南部に位置し、震災による影響で市街地中心部は津波に流され

く知り合いや土地勘のないところで独り赴任することは不安もありましたが、同僚や上司たちが、現地での生活のことにも気を使ってくれるなど温かく歓迎してくれました。

そして、仕事や職場、生活環境にも慣れ、被災された方々の復興への想いを伺う機会などもあり、もう1年間、陸前高田市で仕事したいという気持ちになり、派遣期間の延長を希望して、現在、派遣2年目を迎えています。

てしまい、人的被害は死者1556人、行方不明者215人(うち、市職員111人(臨時嘱託含む))となっており、岩手県内で最も人的被害が大きく、建物被害は家屋倒壊数3341棟で岩手県内では5番目に多い被害状況でした。

現在、がれきの撤去は概ね片付き、山を削り、土運搬専用のベルトコンベアで津波によって流された土地に土を盛って地盤を上げ、高台にしているところで、「復興の土台づくり」の段階です。最近では、災害公営住宅の建設や、防災集団移転事業も進み、応急仮設住宅からの退去者、家を再建される方も増えてきたことを実感しています。



ベルトコンベア専用つり橋「希望のかけ橋」



土砂運搬ベルトコンベア

派遣先での業務内容

私が配属された建設部建設課管理係では、市道、河川、市営住宅等の管理を行っており、1年目は、道路及び河川敷の占用申請・道路及び河川敷の承認工事申請・特殊車両の通行審査・浄化槽放流申請等に関する業務を行いました。特殊車両の通行審査では、復興作業にあたる車両の申請が多く、市民の方からは、「ダンプの交通量が多い、ダンプが通行した後道路は泥で汚れている」などの苦情もありました。

2年目の現在は、市営住宅の管理を担当しており、入退去に関することや使用料の算定、住宅の修繕などの業務を行っています。市営住宅も震災の影響を受け、12団地が6団地になってしまい、166戸の住宅が減少となりました。

派遣先で思ったこと

私は、休日などを利用して陸前高田市はもちろんのこと、岩手県内や東日本大震災で被災された土地を回りました。実際は何ができるわけでもないのですが、復興に奮闘している方々をわずかでも支援するため、被災地支援グッズの購入や、現地のおいしい食事の画像や感想を職場の同僚や友人に伝えたりしました。

帰省した時に、地元の人から「被災地のために、何か出来る事はあるのだろうか」と聞かれたことがありました。そこで私が思うのはやはり、「忘れない」ということだと思いました。

もちろん、フットワーク軽く、現地のボランティアなどに参加できれば、それに越したことはありません。現地再建のための労働力は、まだまだ必要だからです。でも、実際は継続的な労働力の提供などはなかなかできません。ならば1度でもいいから、自分の足でその地を訪れ、自分の目で復興に頑張っている人やその土地を見て、思いを共有する。そして、単発のボランティアに参加したり、現地のものを購入したりし、経済を回す手伝

今後の施策への反映

いをする。そうしたことも支援に繋がると私は思います。

被災地で働き、厳しい現状を見つめながら思ったことは、事前の備えによる「減災」の大切さです。地震を未然に防ぐことはできません。ただし、しっかりと備えることで被害を最小限に抑えることができるのではないのでしょうか。それは、自分自身が自分とその周囲を守るのだ、と一人ひとりが思い、普段から準備や訓練を行うことが大事になります。

東日本大震災は、大変悲しい出来事で、多くの人に多大な影響を与えました。しかし、今生きている私たちは、これから先のことも考えなければなりません。普段から被害を最小限に抑える工夫をし、自分自身が生活する土壌をより豊かにし、人々や



災害公営住宅(建設中)



三陸沿岸道路 開通式

的な労働力の提供などはなかなかできません。ならば1度でもいいから、自分の足でその地を訪れ、自分の目で復興に頑張っている人やその土地を見て、思いを共有する。そして、単発のボランティアに参加したり、現地のものを購入したりし、経済を回す手伝



震災時の陸前高田市



奇跡の一本松

経済の流通を良くすることが、今生きる私たち全員にできることだと思います。そうした流れを円滑にする体制作りや周知徹底など、私たち自治体職員にはなすべきことがたくさんあります。この貴重な経験を踏まえ、私は、市職員として「市民の安全を守る努力をしていこう」と改めて心に誓いました。



平成25年度 陸前高田市派遣職員

上野原市

3

宮城県気仙沼市での 災害派遣経験について

上野原市建設経済部建設課
道路河川担当



主任 東山 祐紀

派遣先	宮城県気仙沼市
職種	一般事務（土木）
派遣期間	H24.4.1～H25.3.31



派遣の動機、理由

上野原市では、東日本大震災の発生時、宮城県気仙沼市に消防職員を派遣しました。これがきっかけで、気仙沼市に対して継続的な支援を行ってきました。その支援のひとつとして、平成24年度の1年間、市職員1名の災害派遣を行うことになり、私が指名されました。

私は、積極的に気仙沼市への派遣を希望したわけではなかったため、とても悩みました。しかし、被災地の復旧、復興のために、何かできることがないかと考えたとき、この派遣は、私にできるこれ以上ない支援だと思いい、派遣を決意しました。

今振り返ると、私の人生にとって欠かすことのできない貴重な経験になりました。

派遣先の現状

気仙沼市は、人口7万人弱の都市で、宮城県の北東端に位置し、岩手県との県境にあります。太平洋に面した地形のため漁業が盛んで、リアス式海岸の美しい風景などを生かした観光業も活発です。

気仙沼市では、震災時、最大で震度6弱の地震と、その後の津波が街を襲いました。気仙沼港をはじめ、海に近い商業地域、住宅地域が大きな被害を受けました。

平成26年6月時点のまとめによる



と、震災による人的被害は、直接死1,016人、関連死107人、行方不明者230人となっています。また、住宅被災棟数は15,815棟、被災世帯数9,500世帯となっています。

私が災害派遣職員として赴任した

のは、震災から1年が経過した平成24年4月でした。市内は、がれきが完全に撤去されておらず、被災した建物も残されていました。そのようななか、今後の防災対策や土地の区画整理、道路のかさ上げなどの復旧、復興に取り掛かろうとしている時期でした。

派遣先での業務内容

私は、派遣先で建設部の土木課道路行政係に配属されました。土木課は主に市道の維持管理を行う部署です。私の所属した道路行政係は、市道に係る開発事業協議や、工事申請受け付け、占用物件の管理、防犯灯の設置などを所管していました。私は道路占用許可申請や道路工事施工承認申請の受け付け、開発事業協議などの業務を担当しました。

私は、これまで建設部署の経験がなく、図面を引けるわけでもなかったため、はたして気仙沼市の役に立てるのだろうかと不安でした。しかし、気仙沼市役所の先輩方をはじめ、全国から集まった災害派遣職員の仲間に助けていただきながら業務に打ち込むことができました。



派遣先で思ったこと

気仙沼市は、震災によってインフラが壊滅的な被害を受けていました。このため復興を進めていくには、道路の復旧や新設が特に重要であり、計画の変更や遅れは他の事業に大きく影響がでると実感しました。

また、公共工事以外の民間の住宅や商業施設の建設、改修では、公道への取付けが必ず関係してきます。大規模なものについては、開発事業協議の中で公共性、利便性を持ったものになるよう、また、道路のかさ上げ計画などといく違いが起きないように打合わせや指導を行いました。

気仙沼市では、震災で何の被害も受けなかった人はいません。全員が被災者といってよいと思います。誰もがつらい過去を乗り越え、復興に



向けた強い意志と決意を持って生活していました。その思いを受け止め、復興の流れを止めることのないように意識しながら、日々の業務をすすめました。

私は、派遣終了後、改めて気仙沼市を訪ねました。その際、自ら携わった工事が完成し、建物が建設されているのを見たときに、少しずつではありますが、間違いなく復興が進んでいると実感しました。

当初は仕事も手探りで、迷惑をかけてしまったこともありましたが、市役所の一員として迎え入れてくださった気仙沼市役所の職員のみならず、また、全国から土木課に配属され、共に働き、仲間として支えてくだ

さった他自治体の災害派遣職員のみなさんに改めて感謝します。

今後の施策への反映

気仙沼市の被害の多くは津波によるものです。山梨県には海がありませんが、災害からの復旧、復興に向けての流れは大いに参考にすべき点がありました。

道路や防災無線、電気、携帯電話などが寸断されたとき、どのように情報を共有したらよいか、国や県の道路管理者とどのように連携し、早期復旧を図るのかなど、事前に考え備えておくべきことが多くあります。

また、大災害のあとには、復興に向けた業務を通常業務とともに進めなければなりません。職員は、大きな負担がかかることから、心身のケアも必要です。職員の絶対数が不足することも想定され、災害連携協定を結ぶ自治体などからの応援も必要になると思います。

また、道路、水道、下水道、電気などのインフラ整備においては各管理者と連携し、効率的な復旧に向けての協議を進める必要があります。

復興に近道はありません。住民や職員間のコミュニケーションを密にし、一致団結していくことが何より重要ではないでしょうか。



過疎対策事業債による公共施設等の除却について教えてください。



過疎対策事業債は、過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項による過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業を対象としています。具体的には、同法第12条第1項に規定された施設の整備事業等（いわゆるハード分）と、同法第12条第2項に規定された過疎地域自立促進特別事業（いわゆるソフト分）に該当する事業が起債対象となります。

公共施設等の除却事業については、起債対象事業を列挙している同法第12条第1項（ハード分）には含まれていません。

一方、同法第12条第2項（ソフト分）では、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るために、過疎地域の市町村が過疎地域自立促進市町村計画に定めるものの実施につき必要とする経費は、地方債をもってその財源とすることができるとされています。

以上より、過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に公共施設等の除却事業を位置づけることにより、過疎地域自立促進特別事業（ソフト分）として起債対象とすることができます。

○公共施設等の除却に係る地方債の特例との関連

平成26年4月1日に地方財政法の一部が改正され、公共施設等の除却に係る地方債の特例（同法第33条の5の8）が創設されました。

地方公共団体の所有する公共施設等の除却であって、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画（以下「公共施設等総合管理計画」という）に基づいて行われるものに要する経費は、地方債の対象となりました。

今回の改正は、公共施設等の除却が全国的な課題となっていることへの措置であるため、過疎地域の市町村においても、公共施設等の除却については、この制度を活用することとされています。

一方で、過疎地域自立促進特別事業（ソフト分）については、これまでと同様に、過疎地域自立促進市町村計画に基づき公共施設等の除却を行うことが可能です。ただし、過疎地域の市町村においては、他の市町村と比較して特に人口減少が著しく、財政力も弱いことから、公共施設等総合管理計画を策定し、所有する公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもった上で、更新・統廃合・長寿命化などの計画的な整備により、その最適な配置の実現に取り組んでください。

なお、過疎地域の市町村においては、公共施設等総合管理計画の策定に過疎地域自立促進特別事業（ソフト分）を活用することも可能ですが、当該計画の策定に要する経費については、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税（措置率2分の1）が措置されますので、特別交付税の基礎数値の算定にあたっては、過疎対策事業債の地方財政措置との重複を避けるようご注意ください。



公共施設等総合管理計画について教えてください。



背景

昭和40年代の高度経済成長期に国や地方公共団体等により集中的に整備されたインフラ施設等の老朽化に伴い、インフラ施設等の安全性・信頼性確保への取り組みが必要になっています。

併せて、地方公共団体では、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等による公共施設等（地方公共団体が所有する公共施設、公用施設、その他の建築物・工作物をいう。）の利用需要の変化を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う、公共施設マネジメントへの取り組みが期待されています。

このような状況の中、総務大臣より各地方公共団体に対し、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画。以下「計画」という。）の策定に取り組まれるよう要請（平成26年4月22日付総財務第74号）されたところです。

計画の位置づけ

計画は、インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき地方公共団体が策定するインフラ長寿命化計画（行動計画）となります。

計画の目的

計画策定により、次のような効果が期待されます。

- 1 国土強靱化への貢献
- 2 公共施設等の最適配置
- 3 財政負担の軽減・平準化
- 4 今後のまちづくり
- 5 民間投資の促進

計画に記載すべき事項

計画策定にあたっての指針（平成26年4月22日付総財務第75号総務省自治財政局財務調査課長通知）により、計画には次の内容を記載することとなります。

なお、総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）において、更新費用の推計を行うことができる更新費用試算ソフトを公開しているため、必要に応じ活用してください。

1 公共施設等の現況及び将来の見通し

- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し（30年程度が望ましい）
- (3) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

2 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- (1) 計画期間（10年以上）
- (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
- (3) 現状や課題に関する基本認識
- (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
 - ① 点検・診断等の実施方針
 - ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針
 - ③ 安全確保の実施方針
 - ④ 耐震化の実施方針
 - ⑤ 長寿命化の実施方針
 - ⑥ 統合や廃止の推進方針
 - ⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

(5) フォローアップの実施方針

3 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

計画策定に係る財政支援措置

計画策定にあたっては、次の財政支援措置が設けられています。

1 計画策定に要する経費に対する特別交付税措置

- (1) 措置率 2分の1
- (2) 期 間 平成26年度～平成28年度

2 計画に基づく公共施設等の除却についての地方債の特例措置

- (1) 地方債の充当率 75%（資金手当）
- (2) 期 間 平成26年度以後の当分の間

なお、計画に基づき公共的施設の総合整備事業として既存施設の除却を行う場合、当該除却は、旧合併特例事業の対象となります。



市町村合併による行政区域の広域化を反映した交付税算定について教えてください。



平成の合併により市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、「①支所に要する経費の算定」、「②人口密度等による需要の割増し」、「③標準団体の面積の見直し」の3つの項目について、平成26年度以降5年程度の期間をかけて、普通交付税の算定に反映することとしています。

このうち、「①支所に要する経費の算定」については、旧市町村の役場が合併後の市町村の支所として、住民サービスの維持・向上、コミュニティの維持管理や災害対応等に重要な役割を果たしていることに着目し、「地域振興費」において、旧市町村の役場を支所とみなして、次のとおり算定することとしています。

まず、標準的な支所の経費として、所管区域人口8,000人、本庁からの距離16kmで2.4億円程度（支所の職員人件費及び維持管理経費1.7億円程度、旧市町村単位の地域振興関係経費等0.7億円程度）を設定しています。

次に、支所に要する経費を「所管区域人口×一人当たりの支所に要する経費×所管区域人口の多寡による補正×本庁からの距離の遠さによる補正」という算式により、旧市町村ごとに算定します。

最後に、旧市町村ごとに算定した支所に要する経費を合算し、合併団体の一本算定に加算します。

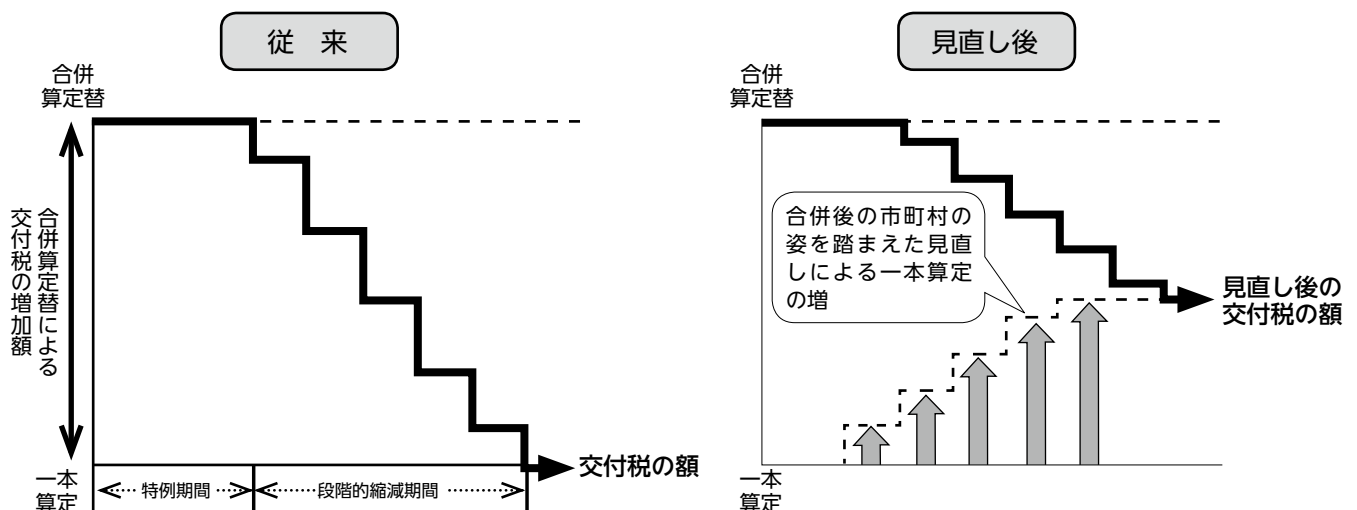
なお、合併後の市町村の本庁舎が所在する旧市町村の役場については、一本算定において本庁舎が存在していることを前提に交付税を算定していることから、支所の需要の計算からは除き、本庁舎が存在しない旧市町村についてのみ、支所の需要を算定します。

また、支所の需要が加算されるのは一本算定のみであり、合併算定替については、旧市町村が存続していると仮定して交付税額を算定するものであることから、旧市町村の役場が支所ではなく、本庁舎としてそのまま存続している前提で算定しているため、支所に要する経費は加算しません。

このようにして算定された支所に要する経費については、平成26年度は上記により計算された額の3分の1、平成27年度には3分の2を加算することとし、平成28年度以降は全額を加算することとしています。これは、合併後10年間という合併算定替の特例期間終了後、5年間かけて段階的に一本算定に縮減されることや、合併算定替の特例期間が終了する時期が合併時期の差により団体によって異なることを勘案し、今般の見直しについても段階的に行うこととしていることによるものです。

また、「②人口密度等による需要の割増し」、「③標準団体の面積の見直し」については、引き続き、市町村の実情を踏まえた検討を進め、平成27年度以降、順次交付税算定に反映することとしています。

◆見直しのイメージ



市町村調査研究事業

平成25年度に山梨県市町村振興協会の助成金を活用して、市町村職員が自主的・主体的に行った計7団体の調査研究事業のうち、4団体を次ページから紹介いたします（残りの3団体については、次号（27年3月号）に掲載）。

平成26年度から制度の一部を変更しています。

平成18年度から、市町村職員が主体となって行う調査研究事業を支援するため助成金を交付しており、昨年度までに、住民との協働や行政改革、観光振興、6次産業化等の調査研究事業計76件に対して助成を行って参りました。

平成26年度から、先進施策事例の視察や研究を行ううえで必要な研修会等への参加旅費等に対応できるよう、助成金対象経費に「旅費交通費」を加えるなど制度の充実を図っており、本年度は、計6団体の調査研究事業へ助成を決定しております。

平成27年度の募集

平成27年度における本事業の助成希望に関する調査を11月下旬に行う予定ですので、本制度の活用についてご検討をお願いいたします。

制度の紹介

市町村職員が自主的、主体的に実施する調査研究事業に対し、次のとおり助成を行います。

①助成対象

単独または複数の市町村職員で構成する調査研究グループ（市町村長等から推薦がある4人以上の調査研究グループ）

②対象事業

市町村職員が行う調査研究事業（対象事業のテーマは問いません。）

③助成対象経費

事務費、アンケート・聞き取り実施に伴う経費、検討会費、旅費交通費、アドバイザー謝礼、報告書印刷費等

④助成額

助成対象経費の全額（30万円限度）

⑤助成期間

原則単年度。継続事業にあつては最大限2年間

公益財団法人 山梨県市町村振興協会



甲府市

女性職員が考える「ストップ人口減少」

「女性目線の政策形成プロジェクト女子カフェ」

産業振興室 樋口 優子

女子カフェは、お茶しながら気軽に意見を出し合い、甲府市が抱えている課題について政策提言していこうと、幅広い年代の女性職員が集まり平成25年5月に発足しました。

初年度のテーマは、全国的な課題でもあり、女性目線での意見が出しやすい「人口減少問題」にスポットをあて、出生率を上げるにはどうすれば良いか、結婚・出産・子育てと順を追って検討を進めていきました。

会は月2回、メンバーを同年代の小グループに分け、女性らしい発想や思い付きを自由に出し合えるよう、自分の経験等を踏まえた現状分析や課題抽出を行ってから、データとの整合性を検討し、対策案の作成へ入っていきました。

その結果、幼少期から結婚・子育てまでの期間、絶え間の無いアプローチにより将来的に出生率を上げることが重要である

と考え、目標を「20代での結婚・出産を増やす」とし、対策案を絞り込みました。

児童・生徒に対しては、学校等への「おしかけ出前講座」の実施による意識付けを、結婚前の若者に対しては、「成人式に併せた情報発信」による啓発を、結婚・子育て世代に対しては、情報提供や相談・支援を行う「おせっかい事業」、「20代での出産助成」などの経済支援、夜間保育や病児保育など「保育の充実」の5件を対策案としてまとめ、3月には報告会を実施しました。

今年度は、定住人口・交流人口の増加に向けた「まちづくり」について検討を進めており、今後も女子カフェの活動を通して女性職員の考えを政策提言していきたいと思います。

富士吉田市

人口減少に歯止めを掛ける方策及び市の活性化や交流人口の増加につながる施策に関する調査研究

「若手職員プロジェクトチーム」

政策企画課 荒井 慶悟

若手職員の持つ柔軟な発想力と行動力を活用し、人口減少等本市の現代的な課題に対する方策を調査研究する機関として、若手職員プロジェクトチームを設置し、調査研究を行いました。プロジェクトチームによる調査研究活動において立案されたもので、その有効性が認められたものは、今後の市の施策として反映させていくこととなり、プロジェクトチームの活動にも熱が入りました。

30年後、全国の自治体の半分が「将来消滅する可能性がある。」という衝撃的なニュースが流れる人口減少の問題や、現在どこの地域においても、力をいれている地域活性化や交流人口の増加。私たちのプロジェクトチームは、特に「市の活性化や交流人口の増加」について焦点をしばらく調査を進めていきました。

ペースとしては、週1回程度を目安に調査研究を行うとともに、隔月のペースで座談会を行いました。座談会では、まちの課題やまちづくりに関するテーマを設定し、参加者同士が真剣に、



またリラックスした雰囲気でも話し合う場をつくりました。

調査研究と平行して、座談会も行う中で、調査研究できたとしても実行されなければ他人事の企画になってしまうことに気付く、どうしたら他人事にならず自分たちごととしてプロジェクトを進めていくかを考えました。

参加者の思いや話を共有することから、実際にプロジェクトが実行された事例を調べたところ大阪市扇町の「扇町talking about」と長野県塩尻市の「しおらば」がありました。

最終的に座談会は全5回を実践し、のべ180名以上の参加がありました。その実践から気付いたことは、自分たちの思いを共有する場をつくることの重要性でした。また、思いを共有することが、実行することへの第1歩であったということでした。

若手職員の世代がこれからの街を担っていく責任感をもち、今後も調査研究を進めていきます。



山梨市

明るいまちづくりを 目指した調査研究事業

「地域に響く行政を目指す会」
福祉事務所 小林 弘

行政サービスの多様化に伴い、行政への要望は増え、一方、少子高齢化や人口減少による税収・財源は減少傾向にあり、私達のとりまく環境は年々厳しい状況となっています。

このような中、本事業は職員自らが高い意識を持って、行政全般の見直しや、課題に対しての解決策を見出すには、何が必要なのかを見つけるため、平成25・26年度の複数年に渡り調査・研究をすることとしました。

1年目においては、市民側、職員側のそれぞれの考えや意見を分析し、市民ニーズと行政サービスのギャップから課題・問題を洗い出しました。具体的には、市が実施した「平成24年度住民意向調査」を使用し、その中の市民の自由意見について、内容を分析し市役所内部で解決できる項目を抽出し、

その項目に基づき職員へのアンケート実施や、部分的なヒアリング等の意識調査を行いました。

この意識調査の結果、出てきた課題への対応策等を参考図書も活用しながら考察する中で、研究事業としての途中経過を中間報告として取りまとめました。

2年目においては、1年目の中間報告資料を基礎資料とし、引き続きアンケート・ヒアリングに答えた職員の追跡調査を実施します。また、職員意識の変化等を中心に1年目の結果と比較しながら整理し、「解決策を見出す」このことを先進事例等も参考としながら、コンピテンシー（業績優秀者の行動の様式や特性『大辞林より』）モデルを導き出していけるよう、取りまとめを進めています。

甲州市

人口対策に関する施策の 立案に関する研究

「甲州市人口対策施策研究会」
政策秘書課 笹本 正和

自治体における人口減少とは、自治体の根幹を成す「住民と税収」の減少と同義であり、まちづくりを左右する最重要事象であります。甲州市においては、平成17年からの5年間で約2,000人もの減少となっており、その対応が急務と感じていました。

人口対策のみならず、自治体における懸案事項への対応としては、各課の所掌事務に基づく解決策の検討を中心に、より高度な議論が必要な場合にはプロジェクトチームが設置されることが多く、実際に当市としましてもそのような動きもありました。

しかしながら、人口対策は非常に重要かつ緊急性を求められる課題であり、これまでのやり方に留まらず、もっと自由に柔軟な発想で取り組みたいと考える職員の声が複数上がったこ



とから庁内にて同志を募ったところ、思いを同じくする34名もが集い、職務から離れ自主的に研究する当会を発足するに至りました。

大所帯となった本会は、4つのワーキンググループに分かれ、それぞれにおいて、「予算」「法令」「公私」等一切の制約にとらわれず、思い思いの人口対策事業の立案に取り組む、それはまさに自治体職員の夢のような時間を共有することとなりました。講師を招き先進事例に心躍らせ、時間外や休日にも積極的に市内外のリサーチを行うなかで、幾つかの事業を当局に提言し、事業化につなげることも出来ました。

今後につきましても、本会の経験をもとに、職員一丸となって各種の課題に立ち向かって行きたいと思います。

県と市町村、また、市町村間において職員交流が盛んに行われています。

今回は、市町村から県へ派遣され活躍している皆さんに登場していただき、近況を紹介していただきました。



市町村課 税政担当
小林 大輔
(富士川町)

私は平成26年4月より、富士川町から研修生として総務部市町村課にお世話になっております。

私は税政担当で主に固定資産税の担当をさせていただいております。4月上旬に市町村のご担当の方々にお集まり頂き、課税免除に係る減収補てんのヒアリングを行いました。これまで税政に携わったことがなく、さらにヒアリングをするといったことはこれまで経験がありませんでしたので、必死で勉強し前任の方にも協力していただきながらなんとか乗り越えたことを覚えております。このヒアリングが終わると地方交付税算定業務が始まり、それと同時に固定資産概要調書の検収も始まりました。どの業務についてもこれまで全く関わったことがなく、一から勉強しなくてはならないため市町村課の皆様にはかなり御迷惑をかけたかと思ひます。4月から今日まで、市町村課の皆様には御指導していただき、とても内容の濃い時間を過ごすことができました。

また、これからは交付税検査、特別交付税の算定等があります。ここでしか経験のできない業務が多々ありますので、さらに経験を積み富士川町に戻った際には生かせるように勉強したいと思います。

最後に、県庁にて得られた経験や市町村課にて出会った皆様とのつながりはこれからの私の財産になると思います。課長をはじめ市町村課の皆様がいたおかげで、今日まで充実した日々を送ることができたと思います。残りの期間につきましても、御迷惑をかけることがあるかと思ひますが、御指導のほどよろしくお願い致します。



エネルギー政策課
中山 光章
(甲府市)

本年4月から、甲府市より派遣職員として、エネルギー政策課に配属されました。当初は異なる職場環境の中、不安ばかりが先行していましたが、上司を始めとした周囲の方々にご指導いただき、少しずつ業務に慣れてきた日々を送っております。

エネルギー政策課では、グリーンエネルギーの導入促進と省エネルギー対策を両輪に、「エネルギーの地産地消」を目指しています。私の主な業務は、その片輪である省エネルギー対策で、県庁全体の省エネ・省資源を推進するエネルギーマネジメントシステム運用や家庭の省エネ推進に向けた普及啓発等です。その中でエネルギー最新技術を視察したり、様々なセミナーに参加するなど、市町村では体験できない経験をさせていただいております。

また、エネルギー関連は日本全体で関心があり、目まぐるしく進歩する分野でもあるため、難しい専門用語や原理、仕組みなど、日々勉強をしなければいけない事柄が多いので重圧もありますが、やりがいも充分に感じることが出来ます。

派遣期間中で学ぶべきことは非常に多く、かつ大きなものであると思ひます。まだまだ不慣れな部分も多々ありますが、日々勉強であることを忘れずに、県で培った知識や経験を、市に戻った時にフィードバックできるようにがんばっていきたくと思ひます。

最後になりましたが、日々、様々な面でサポートいただいているエネルギー政策課の皆様に感謝しております。これからもご迷惑をおかけするかと思ひますが、最大限努力していきたくと思ひます。



総合県税事務所
滞納整理部
土屋 真理
(富士河口湖町)

私は、この4月より富士河口湖町から交流派遣職員として山梨県総合県税事務所滞納整理部へ配属となっております。

そして、市町村の滞納整理の推進を図るため、県税事務所に派遣されながら、県税職員の2名の方とともに、富士吉田市役所総務部収税課で勤務させていただいております。

この派遣事業の目的は、派遣された市町村の滞納整理を行うなかで、困難となっている事案の対応や、他の市町村のもつノウハウを習得し、派遣終了後の滞納整理にいかしていくということです。初めての試みでしたので不安でしたが、とても充実した日々を過ごしております。

富士吉田市収税課は大変活気があり、厳しい姿勢で滞納整理に取り組んでいます。特に国民健康保険税の滞納者に対する保険証交付、納税の交渉についてはとても参考になりました。

私は富士河口湖町税務課にて3年間滞納整理業務に携わっていたので、派遣当初は今まで取り組んできた滞納者の給与差押等を中心におこなっていましたが、県税職員の方、富士吉田市収税課の方々のご指導により、今までチャレンジできなかった滞納者所有の自動車のタイヤロック等をおこなうことができました。また、滞納者宅の捜索にも同行させていただき、とても勉強になりました。

この派遣事業は半年で終了します。残り少ない時間ですが、少しでも市税徴収率向上のためにお役に立てればと思ひます。また富士河口湖町へ帰ってから、派遣事業で学ばせていただいたことをいかし、今までにない視点で町税徴収率の向上のために努力していきたく思ひます。最後にこの場を借りて、この機会をあたえていただいた皆様へ感謝申し上げます。

Fight!



Vol.36 September.2014



総合県税事務所
滞納整理部
笠井 修幸
(中央市)

この4月より中央市から派遣職員として山梨県総合県税事務所滞納整理部市町村相談支援スタッフに配属になりました。

私の業務は、地方税法第48条により、個人住民税の徴収業務を市町村から県税事務所に引き継ぎ、県の徴税吏員として財産調査や納税相談、時にはやむを得ず財産の差押を行うこともあります。徴収は行政の財政基盤の確保のため、また、税の納付義務の公平性を保つために必要な業務であり、県税事務所職員の徴収に対する心構えや使命感、滞納処分に向けた迅速な事務処理など学ぶことがとても多く感じます。

納税者の中には、個人的事情によって納付が厳しいとの理由から納税が後回しにされる傾向があります。このような納税者には、税金は生活をする上で社会保障等に必要不可欠なものであるということを主張し、納税意識を高められるよう折衝を行っております。そして、どうすれば「差押等による強制徴収」ではなく、納税義務者が「自主的に税金を納付する」という意識を持っていただけか上司や同僚と毎日議論を交わしているところです。

残された派遣期間で、県税事務所で行っている滞納整理の知識を少しでも多く学び、市に戻ってからの業務に活かせるよう頑張っていきたいと思います。

最後になりますが、このような機会を与えてくださった皆様に感謝申し上げるとともに、業務を通じて知り合った県税事務所職員の皆様にはこれからもご指導の程よろしくお願いいたします。



市町村課 財政担当
近藤 暁
(山中湖村)

平成26年4月より、山中湖村から市町村研修生として市町村課にお世話になっております。配属されてから4か月が過ぎましたが、始めは山中湖村からの長距離通勤による生活リズムと職場環境の変化、業務の流れの違いに不安と戸惑いを感じましたが、周囲の方々からの温かいご指導とサポートをいただき、何とか慣れることができました。

私は現在財政担当として、県内市町村の公営企業会計、主に水道事業会計の企業債や決算状況調査に関すること、公共施設状況調査などの調査・統計業務、また、普通会計における災害復旧事業債・臨時財政対策債に関する事務を担当しております。

担当した業務の中で特に印象に残ったのは甲府財務事務所との合同起債ヒアリングです。山中湖村の恵まれた財政状況から、今まで関わることはありませんでしたので、起債の流れからわからない中で、周りの方に聞いたり、手引き等を参考に勉強したりと自分なりに準備をしたつもりで臨みましたが、市町村や企業局の担当者の方々と相手にお話をさせていただく中で学ぶこともたくさんあり、もっと業務に関する知識を深めなければいけないと刺激を受けることができました。

最後になりましたが、県庁において経験した業務と多くの方との出会いは私にとって大きな財産となることと思います。暖かく迎えて頂いた市町村課の皆様には大変感謝しております。また、人員の少なく業務が多い中、快く送りだして頂いた山中湖村の皆様には感謝するとともに、今後の業務に活かせるようにさらに邁進してまいりたいと思っております。



中北建設事務所
道路課
小林 俊輔
(南アルプス市)

本年4月より南アルプス市から研修生として「中北建設事務所 道路課 西部道路担当」にお世話になっております。

配属された4月は、職場環境の違いはもちろん、市では経験することの出来ない規模の大きな工事や設計を担当することに、不安や戸惑いを感じました。配属から早4ヶ月が経ち、まだまだ初めて経験する業務に奮闘している最中ですが、事務所の方々の温かいご指導をいただきながら、前向きに仕事に取り組むことが出来ています。

私の担当は、南アルプス市、中央市、甲斐市、昭和町、甲府市の国・県道の道路整備事業です。測量、設計、発注、工事監督業務等、様々な段階の道路事業の担当をさせていただき、事業の一連の流れを経験させていただいております。地元である南アルプス市内の事業に携わることや、電線共同溝工事や橋梁補修工事、災害防除の設計等、市ではなかなか経験することの出来ない事業にも従事し、やりがいと責任を感じながら日々奮闘しております。また、このような道路事業には、設計コンサルタント会社、施工会社、関係機関との協議に加え、地権者や周辺住民との関わりが必要不可欠になります。この研修期間での経験と出会いは、今後の業務のみならず、私自身の人生において大きな財産になることを確信しております。

最後になりましたが、このような貴重な経験を積ませていただいていることに、機会を与えていただいた南アルプス市職員の皆様と、受け入れていただいた中北建設事務所及び関係機関の県職員の皆様方に心より感謝申し上げます。今後ともよろしくお願いいたします。